

令和5年11月1日
山形県庄内空港事務所

報道関係者 各位

令和5年度庄内空港小型無人機（ドローン）飛行事案
対応訓練について

このことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

- 1 目的** 庄内空港制限区域内での小型無人機（ドローン）飛行事案発生時における関係機関相互の連携・対応体制の確立を図る。
- 2 日時** 令和5年11月8日（水）9時15分～9時50分
- 3 場所** 庄内空港
- 4 主催** 庄内空港緊急計画連絡協議会
- 5 事案の想定**
 - 庄内空港制限区域内（滑走路付近）で、滑走路点検中の県事務所職員がドローンの飛行を確認
 - ドローンは制限区域内を移動しながら飛行
 - 第3駐車場で操縦者を発見し、県事務所職員と酒田警察署職員が飛行中止を要請
 - 操縦者は要請に応じ、ドローン飛行を中止
- 6 訓練の参加機関**

庄内空港緊急計画連絡協議会の構成機関等 9機関 （参加人数 約30名）
- 7 取材の方法**
 - （1）取材を希望される方は、下記の問合せ先（庄内空港事務所）に11月7日（火）正午までに御連絡をお願いします。
 - （2）報道関係者に訓練の事前説明を行いますので、訓練当日の8時45分（時間厳守）までに庄内空港事務所（庄内空港ターミナルビル3階）にお越しく下さい。
 - （3）制限区域内は空港職員が御案内いたしますが、庄内空港事務所で貸与するビブス及び庄内空港事務所で交付する立入承認証（腕章）を着用していただきます。
- 8 その他**
 - （1）実際に空港内敷地をドローンが飛行します。※雨天、強風時は飛行を中止します。
 - （2）荒天（小雨決行）、災害又は緊急事態が発生した場合は、訓練を中止します。

【問合せ先】

庄内空港事務所 副所長 佐藤
電話：0234-92-4123
報道監 県土整備部次長 森谷